

第二十九号議案

職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和元年九月十九日

提出者

江戸川区長

斉

藤

猛

職員 職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例
職員の配偶者同行休業に関する条例（平成二十六年七月江戸川区条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「第二十二條第一項」を「第二十二條」に改める。

付 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

（説明）

地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の改正により、同法の規定に移動が生じるため、規定を整備する必要があるもので、本案を提出いたします。